

事業所の名称	0	所在地	
所長名		会社名	
		代表者	印
		現場代理人	印
		安全衛生責任者	印
		雇用管理責任者	印

労務安全衛生管理に関する誓約書

貴社の発注に係る工事の施工にあたり、労働基準法、労働安全衛生法その他施工上関連する法令を遵守し、貴社の安全施工に関する諸対策の指示に従い、積極的に協力することを誓約いたします。特に下記事項に関しては、周知徹底させ、必要な措置を行うことを併せて誓約いたします。

記

1. 労務管理

- (1) 事業場の開設時提出すべき書類は整備し、即時提出いたします。
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法等に基づく関係書類を整備し、事業場に備え付けます。
- (3) 賃金の支払いに関しては、絶対に問題を起こさないようにします。万一下請に賃金不払等が起きた場合には、責任をもって解決し、貴社には迷惑をかけません。
- (4) 従業員の福利厚生向上のため、社会保険の加入を図ります。建設業退職金共済制度にも加入の促進を図ります。
- (5) 業務上災害発生の場合は、遅滞なく法に定められた手続きをとります。
- (6) 業務上災害発生の場合は、3日以内の休業補償費は当社にて負担します。

2. 安全管理

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法等に基づいた各関係責任者を選任し、管理体制を確立します。
- (2) 毎月行われる安全衛生協議会に参加し、決定事項については関係者に周知徹底を図ります。
- (3) 毎日行われる工事打ち合わせに参加し、連絡調整を行います。
- (4) 免許、技能講習等の資格を要する業務には、必ず有資格者をつかせます。
- (5) 安全衛生教育を自主的に実施します。
 - ①雇入時教育 ②作業内容変更時教育 ③特別教育 ④職長教育 ⑤能力向上教育
 - ⑥新規入場者教育
- (6) 当社の持込機械、器具、車両は、法令で定められた構造規格を保持し、安全を確認した上で使用します。また持込時には必ず点検表により点検を行い、持込機械届使用届を提出し、貴社の安全性の確認を受けた上で使用を開始すると共に、日常及び定期の点検整備を実施します。
- (7) 再下請業者（2次以降）を使用する場合はそれぞれの請負契約を書面をもって締結します。
- (8) 再下請業者（2次以降）を使用する場合、前項までの事項の措置を行わせると共に、雇用契約書、出勤表、賃金台帳を確認します。
- (9) 作業所で働く者のうち、労働者でない者（一人親方及び中小事業主）については、労災保険法による特別加入制度を利用した労災保険の加入の有無を確認し、未加入者は加入させます。
- (10) 毎日、作業終了後、当日の災害の有無を「危険予知活動報告書」の提出により報告します。
- (11) 事故、災害及び法令の違反などが起こり、当社に過失がある時は、損害金、補償金など所定の費用は一切負担することはもちろんのこと、貴社の規則等に定められた処置に服します。二次以下の下請の行為による場合も同様とします。
- (12) その他、労働災害防止のために貴作業所の規律を守るとともに、自主点検を実施し、各関係業者相互の協調に努めます。

3. 衛生管理

- (1) 健康診断は法、規則で定められた種類、頻度、検査項目を確実に実行します。
 - ①雇入時 ②定期 ③特殊 ④給食従事者に対する検便
 - ⑤特定業務従事者への配置換えの際及び定期検診
- (2) 健康診断の結果、異常の所見があると診断された者に対する就業上の措置を確実に行います。
- (3) 再下請業者（2次以降）を使用する場合においても上記の内容と同一の措置を行います。

以上